

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 6 年(2024 年)7 月 19 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 7 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 7 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

（掲載判例 INDEX）

*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

（民事法）

【1】嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懐胎させた者に対し、その者の法的性別にかかわらず、認知を求めることができる(令和 6 年 6 月 21 日最高裁)

参照条文等:民法 772 条、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 3 条 1 項

キーワード:認知 非嫡出子 法的性別

【2】地方住宅供給公社(地方公社)が賃貸する住宅の使用関係については、借地借家法 32 条 1 項の適用がある(令和 6 年 6 月 24 日最高裁)

参照条文等:借地借家法 32 条 1 項、地方住宅供給公社法 24 条、公社規則 16 条 2 項

キーワード:借地借家法 地方住宅供給公社 賃貸借契約

【3】優生保護法中の(1)同法に定める特定の疾病や障害を有する者 (2)配偶者が特定の障害等を有する者又は(3)本人若しくは配偶者の 4 親等以内の血族関係にある者が特定の障害等を有する者を対象者とする不妊手術についての規定は憲法に違反すると判示(令和 6 年 7 月 3 日最高裁)

参照条文等:優生保護法 3 条 1 項 1 号から 3 号まで・10 条及び 13 条、憲法 13 条・14 条 1 項、国家賠償法 1 条 1 項、民法 724 条後段・1 条 3 項

キーワード:優生保護法 不妊手術 憲法違反

【4】優生保護法上の各規定に基づき不妊手術を積極的に推進し、規定削除後も補償はしないという立場をとり続けてきた国が民法 724 条後段の除斥期間の主張をすることは信義則に反し権利の濫用として許されないとされた事例(令和 6 年 7 月 3 日最高裁)

参照条文等:民法 724 条後段(平成 29 年法律第 44 号改正前)・1 条 3 項

キーワード:除斥期間 権利の濫用 不妊手術

【5】民法(平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの)724 条後段の除斥期間の主張をすることが信義則に反し権利の濫用として許されないとされた事例(令和 6 年 7 月 3 日最高裁)

参照条文等:民法 724 条後段・1 条 3 項

キーワード:除斥期間 権利の濫用 改正前の民法

【6】民法(平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの)724 条後段の除斥期間の主張をすることが信義則に反し権利の濫用として許されないとされた事例(令和 6 年 7 月 3 日最高裁)

参照条文等:民法 724 条後段(平成 29 年法律第 44 号改正前)・1 条 3 項

キーワード:除斥期間 権利の濫用 改正前の民法

【7】民法(平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの)724 条後段の除斥期間の主張をすることが信義則に反し権利の濫用として許されないとされた事例(令和 6 年 7 月 3 日最高裁)

参照条文等:民法 724 条後段・1 条 3 項

キーワード: 除斥期間 権利の濫用 改正前の民法

【8】宗教法人とその信者(亡 A)との間において締結された不起訴の合意が公序良俗に反し無効であるとし、宗教法人の信者らによる献金の勧誘が不法行為法上違法であるとはいえないとした原審の判断に違法があるとした事例(令和 6 年 7 月 11 日最高裁)

参照条文等: 民法 90 条・709 条

キーワード: 宗教法人 不起訴の合意 献金の勧誘

【9】大学受験予備校を運営する X が、同校の教材をネット上に出品し譲渡した受講生 Y に対し、受講規約に基づき 500 万円の支払いを求めた事案で、違約金については合理的な範囲に制限すべきであるとした事例(令和 4 年 11 月 10 日東京高裁)

参照条文等: 消費者契約法 10 条、民法 420 条

キーワード: 大学受験予備校 教材 ネット上に出品

【10】Y市が設置運営する保育所の園児 X1 が提供されたホットドックを誤嚥して心肺停止となり寝たきりになる等の後遺障害が残存したため X1 と両親 X2 らがY市に対し合計約 1 億 2 千万円の損害賠償請求を行ったところ、市の違法性を否定し、Xらの請求を棄却した事例(令和 4 年 10 月 26 日東京地裁)

参照条文等: 国家賠償法 1 条 1 項、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 33 条 2 項

キーワード: 保育所 誤嚥 後遺障害

【11】投資金の振込先として複数の預貯金口座に多額の金員を送金させる詐欺行為によって金員を騙し取られたXが預貯金口座の名義人Yらに対し損害賠償を請求した事案で、Yらの不法行為責任の成立は否定したが幫助による共同不法行為の成立を認めた事例(令和 5 年 2 月 22 日東京地裁)

参照条文等: 民法 719 条 2 項・1 項

キーワード: 幫助 共同不法行為 詐欺行為

【12】国立大学法人Yが設置運営するZ校に在籍していたA(当時 14 歳)が運動会後に脳内出血で死亡したことから、Zの教諭らの安全配慮義務違反、A死亡による逸失利益の賠償等を請求したがいずれの請求も棄却された事例(令和 5 年 4 月 26 日広島地裁福山支部)

参照条文等: 国家賠償法 1 条 1 項

キーワード: 国立大学法人 運動会 安全配慮義務

【13】建設作業等で石綿関連疾患に罹患したとする者又はその承継人が原告となり石綿含有建材を製造・販売した会社らを被告として石綿含有建材の製造・販売が不法行為に該当するとして損害賠償を求め請求が認容された事例(令和 5 年 6 月 30 日大阪地裁)

参照条文等: 民法 709 条・719 条 1 項

キーワード: 石綿関連疾患 製造・販売した会社 不法行為

【14】原告が被告(市)の設置管理に係るサイクリングコースを走行中舗装路と土留めの間の溝に自転車の前輪が嵌まり転倒し負傷したことにつき、コース設置の瑕疵を認める一方、原告の落ち度として 1 割の過失相殺が相当とされた事例(令和 5 年 7 月 19 日千葉地裁)

参照条文等: 国家賠償法 2 条 1 項

キーワード: サイクリングコース 設置の瑕疵 過失相殺

(商事法)

【15】退任取締役Xの退職慰労金について株主総会決議による委任を受けたY会社の取締役会がした内規の定める基準額から大幅に減額した額を支給する旨の決議に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえないとされた事例(令和 6 年 7 月 8 日最高裁)

参照条文等: 会社法 361 条 1 項

キーワード:取締役 退職慰労金 取締役会の裁量権

(知的財産)

【16】発明の名称を「ペリクル膜、ペリクル枠体、ペリクル、その製造方法、露光原版、露光装置、半導体装置の製造方法」とする発明に係る特許の取消決定に対する取消訴訟であり、新規性や進歩性等を否定した決定の判断には誤りがあるとして特許取消決定を取消した事案(令和 6 年 6 月 24 日知財高裁)

参照条文等:特許法 29 条 1 項 2 項等

キーワード:新規性 進歩性 特許取消決定の取り消し

【17】発明の名称を「燃焼器及びボイラ」とする発明に係る特許を取消した特許取消決定に対する取消訴訟であり、甲 2 発明に甲 1 技術を適用する動機付けがあるとした本件決定の判断は相当であるとして原告の請求を棄却した事案(令和 6 年 6 月 24 日知財高裁)

参照条文等:特許法 29 条 2 項

キーワード:発明 技術を適用する動機付け 特許取消決定 容易想到

【18】第 44 類「医療に関する相談」等を指定役務等とし「デジタル医療モール」なる商標を商標登録出願したが拒絶査定を受け、不服審判を請求したところ特許庁が不成立の審決をしたのでその取消を求める本件訴訟を提起したが、その請求が棄却された事案(令和 6 年 7 月 8 日知財高裁)

参照条文等:商標法 3 条 1 項 6 号

キーワード:デジタル医療モール 商標登録出願 不成立審決の取り消し 識別標識

(刑事法)

【19】当事者間の合意に基づいて養育費の支払いを求める場合には、地方裁判所に対して訴えの提起をして判決を求める民事訴訟手続によるべきであって、家庭裁判所に対して家事審判の申立てをすることはできないとして原審判を取り消し申立てを不適法として却下した事例(令和 5 年 5 月 25 日東京高裁)

参照条文等:民法 766 条 2 項・3 項、家事事件手続法 154 条 3 項

キーワード:養育費支払の合意 民事訴訟 養育費審判

(公法)

【20】不正入手した暗号資産 NEM の秘密鍵で署名した上で NEM の移転行為に係るトランザクション情報を NEM のネットワークに送信した行為は刑法 246 条の 2 の「虚偽の情報」を与えたもので、收受した NEM は「犯罪行為により得た財産」に当たるとして原判断を正当とし上告を棄却した事例(令和 6 年 7 月 16 日最高裁)

参照条文等:組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 2 条 2 項 1 号、刑法 246 条の 2

キーワード:暗号資産 秘密鍵 電子計算機使用詐欺 犯罪収益

【21】飲酒運転等を理由に懲戒免職処分を受け地方公共団体の職員を退職した者になされた職員退職手当支給条例の規定による退職手当の全部を支給しないとする処分につき、裁量権の範囲の逸脱又は濫用とした原審判断に法令解釈を誤った違法があるとされた事例(令和 6 年 6 月 27 日最高裁)

参照条文等:大津市職員退職手当支給条例 11 条 1 項 1 号

キーワード:退職手当支給条例 不支給 処分取消訴訟

【22】租税特別措置法施行令(平成 28 年改正前)39 条 117 第 8 項 5 号括弧書きの「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険」とは関連者以外の者の資産又は損害賠償責任に係る経済的不利益を担保する保険をいうと判示(令和 6 年 7 月 18 日最高裁)

参照条文等: 租税特別措置法施行令 39 条の 117 第 8 項 5 号括弧書き、租税特別措置法 68 条の 90 第 1 項

キーワード: 関連者以外の者 保険 法人税更正処分

(社会法)

【23】労災保険法は、被災労働者等の権利利益の実効的な救済を図る趣旨に出たものであって、事業主が納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎となる法律関係まで早期に確定しようとするものとは解されないとし、事業主の原告適格を否定した事例(令和 6 年 7 月 4 日最高裁)

参照条文等: 行政事件訴訟法 9 条

キーワード: 労災支給処分の取消訴訟 事業主 原告適格

【24】学校法人 Y 運営の大学の教員だった X が Y に対し専任講師の地位確認、賃金及び賞与等の支払、雇止めをして労働契約終了の扱いをした Y の対応を不法行為として慰謝料の支払等を求めたことにつき、労働契約法上の地位と賃金等の支払を認めたと、慰謝料の請求を棄却した事例(令和 5 年 1 月 18 日大阪高裁)

参照条文等: 大学の教員等の任期に関する法律 4 条・5 条・7 条、労働契約法 18 条

キーワード: 大学教員 講師 地位確認 有期労働契約の無期労働契約への転換

【25】タレントである原告が専属契約を締結していた被告に対し契約解除後も被告のホームページ上に原告の肖像写真や氏名等を掲載し続けているのは肖像権及びパブリシティ権侵害であり不正競争に該当するとして損害賠償等を求めたことにつき、請求を棄却した事例(令和 5 年 12 月 11 日東京地裁)

参照条文等: 憲法 13 条、民法 709 条、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号

キーワード: タレント 肖像権 パブリシティ権

【26】牧野富太郎の著作「牧野日本植物圖鑑」を出版する原告が、原告の元従業員である被告に対し「牧野日本植物圖鑑」という題号を付した被告書籍の出版又は販売は不正競争行為に当たると主張して本件題号の使用の差止等を求めたところ、原告の請求が棄却された事例(令和 6 年 7 月 8 日東京地裁)

参照条文等: 不正競争防止法 2 条 1 項 1 号・2 号

キーワード: 牧野日本植物圖鑑 題号の使用差止請求 棄却

(その他・士業関係)

【27】別件訴訟の控訴審において代理人弁護士が控訴人の意向を確認しないまま照会兼回答書に和解の意向がない旨の回答をしたことが委任契約上の義務違反に当たるとして控訴人が代理人弁護士に慰謝料 300 万円の請求をしたところ、10 万円の慰謝料支払を命じた事例(令和 5 年 5 月 25 日大阪高裁)

参照条文等: 民法 644 条、弁護士職務基本規程 22 条・36 条

キーワード: 代理人弁護士 依頼者の意向 委任契約上の義務違反 損害賠償請求

【28】原告が、定期建物賃貸借として賃貸の媒介を依頼した宅建業者(被告)が賃借人に所定の書面交付等をせず原告にも事前説明の義務につき説明しなかった結果、賃借人と建物明渡等請求訴訟に発展し損害が生じたとしてその賠償を求め、請求の一部が認容された事例(令和 6 年 1 月 29 日東京地裁)

参照条文等: 民法 415 条、借地借家法 38 条 1 項・3 項・5 項、宅地建物取引業法 31 条 1 項

キーワード: 定期建物賃貸借 事前説明 損害賠償請求

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】最二判令和 6 年 6 月 21 日 裁判所 HP

令和 5 年(受)第 287 号 認知請求事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/104/093104_hanrei.pdf

裁判要旨

嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懐胎させた者に対し、その者の法的性別にかかわらず、認知を求めることができる

(理由)

民法の実親子に関する法制は、血縁上の親子関係をその基礎に置くものである。

父に対する認知の訴えは、血縁上の父子関係の存在を要件として、判決により法律上の父子関係を形成するものであるところ、生物学的な男性が生物学的な女性に自己の精子で子を懐胎させることによって血縁上の父子関係が生ずるという点は、当該男性の法的性別が男性であるか女性であるかによって異ならない。

そして、父に対する認知の訴えは、子の福祉及び利益等のため、強制的に法律上の父子関係を形成するものである。仮に子が、自己と血縁上の父子関係を有する者の法的性別が女性であることを理由に認知の訴えを妨げられる場合があるとすると、子の福祉及び利益に反する。また、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 3 条 1 項 3 号は、性別取扱変更審判の要件として「現に未成年の子がいないこと。」と規定しているが、同号は子が成年である場合について、その法律上の父は法的性別が男性である者に限られないことをも明らかにするものということができる。そして、他に、本件の法律上の父子関係の形成を妨げる根拠となるべき規定は見当たらない。

参照条文等:民法 772 条、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 3 条 1 項

【2】最一判令和 6 年 6 月 24 日 裁判所 HP

令和 4 年(受)第 1744 号 賃料減額等請求事件(破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/108/093108_hanrei.pdf

裁判要旨

地方住宅供給公社(地方公社)が賃貸する住宅の使用関係については、借地借家法 32 条 1 項の適用がある。

(理由)

地方公社の業務としての賃借人との間の使用関係は、私法上の賃貸借関係であり、法令に特別の定めがない限り、借地借家法の適用がある。

特別の定めがあるかをみるに、地方住宅供給公社法(公社法)24 条は、上記業務を行うときの基準について、他の法令により特に定められた基準のほか、国土交通省令で定める基準に従うべき旨を規定し、公社規則 16 条 2 項は、賃貸住宅の家賃を変更しようとする場合は、近傍同種の住宅の家賃、変更前の家賃、経済事情の変動等を総合的に勘案して定めるものとし、変更後の家賃は、近傍同種の住宅の家賃を上回らないように定めるものとする旨規定する。

公社法 24 条の趣旨は、地方公社が住宅の賃貸等に関する業務を行う上での規律として、他の法令に特に定められた基準に加え、補完的、加重的な基準に従うべきものとし、その内容を国土交通省令に委ねることにあると解されるから、当該省令において、借地借家法 32 条 1 項の適用を排除し、地方公社に対し、家賃の変更に係る形成権を付与する旨の定めをすることが、公社法 24 条の委任の範囲に含まれるとは解されない。また、公社規則 16 条 2 項の上記文言からしても、公社住宅の家賃について借地借家法 32 条 1 項の適用を排除し、地方公社に対して上記形成権を付与した規定ではないというべきである。

参照条文等:借地借家法 32 条 1 項、地方住宅供給公社法 24 条、公社規則 16 条 2 項

【3】最大判令和 6 年 7 月 3 日 裁判所 HP

令和 5 年(受)第 1319 号 国家賠償請求事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/159/093159_hanrei.pdf

裁判要旨

1 優生保護法中の(1)優生保護法の定める特定の疾病や障害(以下「特定の障害等」という。)を有する者、(2)配偶者が特定の障害等を有する者又は(3)本人若しくは配偶者の 4 親等以内の血族関係にある者が特定の障害等を有する者を対象者とする不妊手術についての規定(以下「本件規定」という。)は、憲法 13 条及び 14 条 1 項に違反する

(理由)

本件規定の立法目的は、特定の障害等を有する者が不良であるという評価を前提に、その者又はその者と一定の親族関係を有する者に不妊手術を受けさせることによって、同じ疾病や障害を有する子孫が出生することを防止することにあると解される。しかしながら、本件規定の立法目的が、立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいえないものであることが明らかであり、本件規定は、そのような立法目的の下で特定の個人に対して生殖能力の喪失という重大な犠牲を求める点において、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反するものといわざるを得ない。したがって、本件規定により不妊手術を行うことに正当な理由があるとは認められず、本件規定により不妊手術を受けることを強制することは、憲法 13 条に反し許されない。

本件規定により不妊手術を行うことに正当な理由があるとは認められないから、上記(1)から(3)までの者を本件規定により行われる不妊手術の対象者と定めてそれ以外の者と区別することは、合理的な根拠に基づかない差別的取扱いに当たるものといわざるを得ない。

2 本件規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法の評価を受ける

(理由)

本件規定の内容は、国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白であったというべきであるから、本件規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法 1 条 1 項の適用上、違法の評価を受けると解するのが相当である(最高裁平成 13 年(行ツ)第 82 号、第 83 号、同年(行ヒ)第 76 号、第 77 号同 17 年 9 月 14 日大法廷判決・民集 59 卷 7 号 2087 頁参照)。

3 以下の事実関係の下において、損害賠償請求権が民法(平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの)724 条後段の除斥期間の経過により消滅したものとすることは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない。したがって、第 1 審原告らの本件請求権の行使に対して上告人が除斥期間の主張をすることは信義則に反し、権利の濫用として許されないというべきである。

国は、憲法 13 条及び 14 条 1 項に違反する本件規定に基づいて、約 48 年もの長期間にわたり、国家

政策として、特定の疾病や障害を有する者等を差別してこれらの者に重大な犠牲を求める不妊手術を積極的に推進し、約 2 万 5000 人ものが生殖能力を喪失するという重大な被害を受けるに至った。

本件規定は平成 8 年に全て削除されたが、その前後を通じて、不妊手術の対象者等が国に対する損害賠償請求権を行使することを期待するのは、極めて困難であった。

本件規定削除後は、国会において、速やかに補償の措置を講ずることが強く期待される状況にあったにもかかわらず、国は、その後も長期間にわたって、本件規定により行われた不妊手術は適法であり、補償はしないという立場をとり続け、本件訴提起後の平成 31 年 4 月に不妊手術を受けた者等に対し、一時金 320 万円を支給したが、国の損害賠償責任を前提としないものであった。

参照条文等:優生保護法 3 条 1 項 1 号から 3 号まで・10 条及び 13 条、憲法 13 条・14 条 1 項、国家賠償法 1 条 1 項、民法 724 条後段・1 条 3 項

【4】最大判令和 6 年 7 月 3 日 裁判所 HP

令和 4 年(受)第 1050 号 損害賠償請求事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/161/093161_hanrei.pdf

裁判要旨

民法(平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの)724 条後段の除斥期間の主張をすることが信義則に反し権利の濫用として許されないとされた事例

(理由)

以下の諸事情に照らすと、損害賠償請求権が改正前民法 724 条後段の除斥期間の経過により消滅したものとすることは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない。したがって、被上告人らの本件請求権の行使に対して上告人が除斥期間の主張をすることは、信義則に反し、権利の濫用として許されない(最高裁令和 5 年(受)第 1319 号同 6 年 7 月 3 日大法廷判決参照)。

国は、憲法 13 条及び 14 条 1 項に違反する優生保護法上の各規定(本件規定)に基づいて、約 48 年もの長期間にわたり、国家政策として、特定の疾病や障害を有する者等を差別してこれらの者に重大な犠牲を求める不妊手術を積極的に推進し、約 2 万 5000 人ものが生殖能力を喪失するという重大な被害を受けるに至った。

本件規定は平成 8 年に全て削除されたが、その前後を通じて、不妊手術の対象者等が国に対する損害賠償請求権を行使することを期待するのは、極めて困難であった。

本件規定削除後は、国会において、速やかに補償の措置を講ずることが強く期待される状況にあったにもかかわらず、国は、その後も長期間にわたって、本件規定により行われた不妊手術は適法であり、補償はしないという立場をとり続け、本件訴提起後の平成 31 年 4 月に不妊手術を受けた者等に対し、一時金 320 万円を支給したが、国の損害賠償責任を前提としないものであった。

参照条文等:民法 724 条後段(平成 29 年法律第 44 号改正前)・1 条 3 項

【5】最大判令和 6 年 7 月 3 日 裁判所 HP

令和 4 年(受)第 1411 号 国家賠償請求事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/162/093162_hanrei.pdf

裁判要旨

民法(平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの)724 条後段の除斥期間の主張をすることが信義

則に反し権利の濫用として許されないとされた事例

(理由)

改正前民法 724 条後段の規定は、不法行為によって発生した損害賠償請求権の除斥期間を定めたものであり、同請求権は、除斥期間の経過により法律上当然に消滅するものと解されるが、同請求権が同条後段の除斥期間の経過により消滅したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断することができるかと解するのが相当である(最高裁令和 5 年(受)第 1319 号同 6 年 7 月 3 日大法廷判決参照)。

国は、憲法 13 条及び 14 条 1 項に違反する優生保護法上の各規定(本件規定)に基づいて、約 48 年もの長期間にわたり、国家政策として、特定の疾病や障害を有する者等を差別してこれらの者に重大な犠牲を求める不妊手術を積極的に推進し、約 2 万 5000 人ものが生殖能力を喪失するという重大な被害を受けるに至った。

本件規定は平成 8 年に全て削除されたが、その前後を通じて、国に対する損害賠償請求権を行使することを期待するのは、極めて困難であった。

本件規定削除後は、国会において、速やかに補償の措置を講ずることが強く期待される状況にあったにもかかわらず、国は、その後も長期間にわたって、本件規定により行われた不妊手術は適法であり、補償はしないという立場をとり続け、本件訴提起後の平成 31 年 4 月に不妊手術を受けた者等に対し、一時金 320 万円を支給したが、国の損害賠償責任を前提としないものであった。

参照条文等:民法 724 条後段・1 条 3 項

【6】最大判令和 6 年 7 月 3 日 裁判所 HP

令和 5 年(オ)第 1341 号 国家賠償請求事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/163/093163_hanrei.pdf

裁判要旨

民法(平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの)724 条後段の除斥期間の主張をすることが信義則に反し権利の濫用として許されないとされた事例

(理由)

以下の諸事情に照らすと、損害賠償請求権が改正前民法 724 条後段の除斥期間の経過により消滅したものとすることは著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない。したがって、上告人らの本件請求権の行使に対して被告人が除斥期間の主張をすることは、信義則に反し、権利の濫用として許されない。(最高裁令和 5 年(受)第 1319 号同 6 年 7 月 3 日大法廷判決参照)。

国は、憲法 13 条及び 14 条 1 項に違反する優生保護法上の各規定(本件規定)に基づいて、約 48 年もの長期間にわたり、国家政策として、特定の疾病や障害を有する者等を差別してこれらの者に重大な犠牲を求める不妊手術を積極的に推進し、約 2 万 5000 人ものが生殖能力を喪失するという重大な被害を受けるに至った。

本件規定は平成 8 年に全て削除されたが、その前後を通じて、国に対する損害賠償請求権を行使することを期待するのは、極めて困難であった。

本件規定削除後は、国会において、速やかに補償の措置を講ずることが強く期待される状況にあったにもかかわらず、国は、その後も長期間にわたって、本件規定により行われた不妊手術は適法であり、補償は

しないという立場をとり続け、本件訴提起後の平成 31 年 4 月に不妊手術を受けた者等に対し、一時金 320 万円を支給したが、国の損害賠償責任を前提としないものであった。

参照条文等:民法 724 条後段(平成 29 年法律第 44 号改正前)・1 条 3 項

【7】最大判令和 6 年 7 月 3 日 裁判所 HP

令和 5 年(受)第 1323 号 国家賠償請求事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/164/093164_hanrei.pdf

裁判要旨

民法(平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの)724 条後段の除斥期間の主張をすることが信義則に反し権利の濫用として許されないとされた事例

(理由)

改正前民法 724 条後段の規定は、不法行為によって発生した損害賠償請求権の除斥期間を定めたものであり、同請求権は、除斥期間の経過により法律上当然に消滅するものと解されるが、同請求権が同条後段の除斥期間の経過により消滅したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断することができるかと解するのが相当である(最高裁令和 5 年(受)第 1319 号同 6 年 7 月 3 日大法廷判決参照)。

国は、憲法 13 条及び 14 条 1 項に違反する優生保護法上の各規定(本件規定)に基づいて、約 48 年もの長期間にわたり、国家政策として、特定の疾病や障害を有する者等を差別してこれらの者に重大な犠牲を求める不妊手術を積極的に推進し、約 2 万 5000 人ものが生殖能力を喪失するという重大な被害を受けるに至った。

本件規定は平成 8 年に全て削除されたが、その前後を通じて、国に対する損害賠償請求権を行使することを期待するのは、極めて困難であった。

本件規定削除後は、国会において、速やかに補償の措置を講ずることが強く期待される状況にあったにもかかわらず、国は、その後も長期間にわたって、本件規定により行われた不妊手術は適法であり、補償はしないという立場をとり続け、本件訴提起後の平成 31 年 4 月に不妊手術を受けた者等に対し、一時金 320 万円を支給したが、国の損害賠償責任を前提としないものであった。

参照条文等:民法 724 条後段・1 条 3 項

【8】最一判令和 6 年 7 月 11 日 裁判所 HP

令和 4 年(受)第 2281 号 損害賠償請求事件(破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/196/093196_hanrei.pdf

裁判要旨

1 宗教法人とその信者(亡 A)との間において締結された不起訴の合意が公序良俗に反し無効であるとされた事例

(理由)

不起訴合意が公序良俗に反する場合に当たるかどうかは、当事者の属性及び相互の関係、不起訴合意の経緯、趣旨及び目的、不起訴合意の対象となる権利又は法律関係の性質、当事者が被る不利益の程度その他諸般の事情を総合考慮して決すべきである。本件不起訴合意は、亡 A がこれを締結するかどうかを合

理的に判断することが困難な状態にあることを利用して、亡 A に対して一方的に大きな不利益を与えるものであったと認められる。

2 宗教法人の信者らによる献金の勧誘が不法行為法上違法であるとはいえないとした原審の判断に違法があるとされた事例

(理由)

献金勧誘行為は、献金の判断に支障が生ずるなどした事情の有無や程度、寄附者等の生活維持に支障が生ずるなどした事情の有無や程度、その他献金勧誘に関連する諸事情を総合的に考慮した結果、社会通念上相当な範囲を逸脱すると認められる場合には、不法行為法上違法と評価される。そして、上記判断に当たっては、勧誘に用いられた言辞や勧誘の態様のみならず、寄附者の属性、家庭環境、入信の経緯及びその後の宗教団体との関わり方、献金の経緯、目的、額及び原資、寄附者又はその配偶者等の資産や生活の状況等について、多角的な観点から検討することが求められる。しかるに、原審は、考慮すべき事情の一部を個別に取り上げて検討することのみをもって本件勧誘行為が不法行為法上違法であるとはいえないと判断しており、前記各事情の有無や程度を踏まえつつ、これらを総合的に考慮した上で本件勧誘行為が社会通念上相当な範囲を逸脱するといえるかについて検討するという判断枠組みを採っていない。

参照条文等:民法 90 条・709 条

【9】東京高判令和 4 年 11 月 10 日 判例タイムズ 1520 号 50 頁

令和 4 年(ネ)第 1370 号 違約金支払請求控訴事件、令和 4 年(ネ)第 4310 号 同附帯控訴事件(変更(控訴事件)、附帯控訴棄却(附帯控訴事件)、確定)

大学受験向けに予備校を運営する X が、同予備校の受講講座にかかる教材をネット上のフリーマーケットサービスに出品してその一部を第三者に譲渡した Y(受講生)に対し、「受講生が本件予備校の許諾を得ないで教材の複製、頒布、譲渡等を行うことができないとの禁止条項に違反した場合には受講料の 10 倍の料金又は 500 万円のより高額な方を違約金とする」旨の受講規約の条項に基づき、違約金として 500 万円の支払いを求めた事案。

本判決は、本件違約金条項については消費者の利益を一方的に害する条項を無効とする消費者契約法 10 条により、その定める違約金の額を合理的な範囲に制限すべきであり、本件では Y が教材を他の特定人に譲渡したからといって、それにより X の経営に望ましいものでないというレベルを超えた多額の損害まで発生するものとは考えられず、一方、Y は X から譲渡を制止されながら譲渡に及んでいるといった事実関係の下では 5 万円を超える部分を無効と解するのが相当であるとして、Y に対し 5 万円の支払いを命じた。

参照条文等:消費者契約法 10 条、民法 420 条

【10】東京地判令和 4 年 10 月 26 日 判例時報 2592 号 77 頁

平成 31 年(ワ)第 9089 号 損害賠償請求事件(棄却(控訴))

Y 市が設置運営する保育所の園児 X1(3 歳 2 カ月)が提供された本件ホットドックを誤嚥して心肺停止となり、寝たきりになる等の後遺障害が残存した(本件事故)。X1 と両親 X2 及び X3、姉 X4 は、本件ホットドックの提供が違法であるとして、Y 市に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づき合計約 1 億 2 千万円の損害賠償請求を行った。

本判決は、違法性の各争点について、(1)X1 は発達遅滞等の関係で 1 歳児クラスにおいて保育されて

いたところ、本件ホットドックの提供は1歳児にとって誤嚥の危険性が高いものとはいえ、(2)食事中の監視態勢についても保育士の人数が設置運営基準に照らして不相当に少ないとはいえ、また、当時の状況からして誤嚥の覚知が遅れたとはいえ、(3)X1が食塊を吐き出したにもかかわらず、容態が回復しなかった時点で緊急通報の必要性が明らかになったというべきで、食塊を除去して2分後に緊急通報を行ったこともやむを得ないとして、違法性を否定し、Xらの請求を棄却した。

参照条文等:国家賠償法1条1項、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準33条2項

【11】東京地判令和5年2月22日判例時報2592号101頁

令和2年(ワ)第9401号 不法行為等に基づく損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

高額配当の投資を装い投資金の振込先として複数の預貯金口座(Y1~Y6名義)に多額の金員を送金させるという詐欺行為によって金員を騙し取られたXが、前記預貯金口座の名義人であるYらに対し、上記詐欺行為に加担したとして不法行為責任(民法709条)又は幫助による共同不法行為責任(同法719条1項、2項)に基づき損害賠償を請求した。

本判決は、Yらの不法行為責任の成立は否定し、幫助については、犯罪収益移転防止法の諸規定からすれば、自己名義の預貯金口座を他人に使用させることは原則許されず、通常の商取引又は金融取引として行われるものであるなどといった正当な理由がある場合に限り例外的に許容されるに過ぎず、Y1~Y4及びY6のキャッシュカード等の提供(Y5の提供は否定)に正当な理由となる事情は何ら何われないうして、幫助による共同不法行為の成立を認めた。

参照条文等:民法719条2項・1項

【12】広島地判福山支部令和5年4月26日判例時報2590号70頁

平成29年(ワ)第214号 損害賠償請求事件(棄却(確定))

本件は、国立大学法人Yが設置運営する幼小中一貫校であるZ学校に在籍していたA(当時14歳)が、Zで開催された運動会の組体操のプログラムに参加した2日後に、脳内出血により死亡したことについて、Aの遺族Xら(両親、弟)が、Yに対し、Aは、本件プログラムで実施された騎馬の演技の際、頭部に外力を受ける事故に遭い、その結果脳内出血を発症して死亡したのであり、Zの教諭らには、安全配慮義務違反があると主張して、国家賠償法1条1項に基づき、A死亡による逸失利益等の損害や固有の慰謝料等の賠償を、X1及び2(両親)が、A死亡後のYやZ職員らのXらに対する対応には、調査・報告義務違反等の違法があると主張して、同項に基づき、慰謝料等を求めた事案である。

本判決は、Aが演目の際に頭部に加わった外力により脳内出血を生じて死亡したと認めるのは困難であるとし、検討するまでもなく、Xらの安全配慮義務違反による請求は理由がないとし、また、Zの教諭らは、Aの死後、Xらから調査を求められた後、適時に合理性の認められる調査を行い、結果をXらに報告しているから、調査・報告義務違反等もないとして、いずれの請求も棄却した。

参照条文等:国家賠償法1条1項

【13】大阪地判令和5年6月30日判例時報2591号41頁

平成28年(ワ)第9433号外 損害賠償請求、関西建設アスベスト損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴)) (建設アスベスト訴訟大阪ルート(第2陣、第3陣)第1審判決)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/299/092299_hanrei.pdf

建設作業等に従事した際に石綿関連疾患に罹患したと主張する者又はその承継人が原告となり、石綿含有建材を製造・販売していた会社らを被告として、石綿含有建材から生ずる粉塵に曝露すると石綿関連疾患に罹患する危険があること等を表示することなく石綿含有建材を製造・販売したことが不法行為に該当するなど主張して、民法 709 条又は 719 条 1 項後段の類推適用に基づき損害賠償を求めた事案。

裁判所は、(1)作業従事者の従事する作業の内容、場所等の作業環境等を分類して、作業従事者が当該建材から発散される石綿粉塵に曝露し、石綿関連疾患に罹患する危険性を被告らが具体的に予見することができたかどうか、自らが製造・販売した石綿含有建材の危険性及びその回避手段について警告する義務を負担したかどうか等を検討し、(2)警告義務に違反した会社を特定するために、被災者が石綿粉塵に曝露する原因となった種類の石綿含有建材(特定種類主要原因建材)を特定し、被災者の供述等の信用性吟味により石綿含有建材の製造・販売会社を特定するか、特定種類主要原因建材のシェア(市場占有率)を用いた確率計算を考慮して被災者の作業する建設現場に到達した蓋然性等から特定し、特定された会社を特定主要原因企業とし、その会社が製造・販売した石綿含有建材を特定主要原因建材とし、(3)特定主要原因企業に該当する被告らは、特定主要原因建材に該当する石綿含有建材を製造・販売する際に、当該建材が石綿を含有しており、当該建材から生ずる粉塵を吸入すると石綿肺、肺がん、中皮腫等の重篤な石綿関連疾患を発症する危険があること等を当該建材やその包装に表示すべき義務(警告表示義務)を負っていたにもかかわらず、被告らがその義務を履行していたと認めるに足りないと判示し、民法 719 条 1 項後段の類推適用により、各被災者ごとに認定された特定主要原因建材を製造・販売した特定主要原因企業の損害賠償責任を認め、複数企業の場合には被告らの寄与度(いわゆる集团的寄与度)に応じた範囲で連帯して損害賠償責任を負うものと解するのが相当として、それぞれの損害を認定し、賠償を命じた。

参照条文等:民法 709 条・719 条 1 項

【14】千葉地判令和 5 年 7 月 19 日 判例タイムズ 1520 号 237 頁

令和 4 年(ワ)第 44 号 損害賠償請求事件(一部認容、控訴、附帯控訴(後控訴棄却、附帯控訴棄却、確定))

原告が、被告(市)の設置管理に係るサイクリングコースをロードバイクで走行していた時に、本件コースの舗装路と土留めとの間に存した溝(少なくとも、幅約 2.9 cm、深さ約 10 cm、長さ約 30m)に本件自転車の前輪が嵌まったために転倒して負傷したなどと主張して、被告に対し、国家賠償法 2 条 1 項に基づき損害賠償を求めた事案。

本判決は、本件事故の発生を認めた上で、本コースがサイクリング用コースであり、本件コースに自転車の前輪が嵌まるような溝が存することは通常有すべき安全性を欠き、被告が本件溝付近を自転車が走行することによる事故の発生を予見できなかったとはいえないなどとして、国家賠償法 2 条 1 項の瑕疵に該当すると判断したうえで、ロードバイクの運転者である原告について、本件自転車の車輪幅をふまればわずかな溝等があっても転倒の危険性があるなどとして、本件自転車の運転に当たって走行の障害となるものの存否に注意し、走行路面の状況に変化があった場合にも制御できるように走行しなかった落ち度として、1 割の過失相殺が相当であるとした。

参照条文等:国家賠償法 2 条 1 項

(商事法)

【15】最一判令和 6 年 7 月 8 日 裁判所 HP

令和 4 年(受)第 1780 号 退職慰労金等請求事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/176/093176_hanrei.pdf

裁判要旨

退任取締役 X の退職慰労金について株主総会決議による委任を受けた Y 会社の取締役会がした、内規の定める基準額から大幅に減額した額を支給する旨の決議に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえないとされた事例

(理由)

本件減額規定(本件内規)は、取締役会が、在任中特に重大な損害を与えた退任取締役の退職慰労金を減額できる旨定めているところ、その趣旨は、取締役会が取締役の在任中の行為について適切な制裁を課し、取締役の職務執行の適正を図ることにある。Y の株主総会が退任取締役の退職慰労金について本件内規に従って決定することを取締役会に一任する旨の決議をした場合、取締役会は、退任取締役が当該内規に当たるか否か等を判断する必要があり、判断に際して取締役の行為の内容、性質、影響、地位等を総合考慮すべきである。

そして、取締役会はその点の判断に当たり広い裁量権を有し、その範囲の逸脱又は濫用があるということが出来るのは、株主総会の委任の趣旨に照らして不合理である場合に限られる。

X が本件内規にいう「在任中特に重大な損害を与えたもの」に当たるとして X の退職慰労金の額を 5700 万円とした取締役会の判断は株主総会の委任の趣旨に照らして不合理であるとはいえず、取締役会決議に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるということとはできない。

参照条文等:会社法 361 条 1 項

(知的財産)

【16】知財高判令和 6 年 6 月 24 日 裁判所 HP

令和 5 年(行ケ)第 10053 号 特許取消決定取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/155/093155_hanrei.pdf

発明の名称を「ペリクル膜、ペリクル枠体、ペリクル、その製造方法、露光原版、露光装置、半導体装置の製造方法」とする発明に係る特許を取り消した特許取消決定に対する取消訴訟であり、新規性や進歩性等を否定した本件決定の判断には誤りがあるとして、特許取消決定を取り消した事案。

本件決定が認定した本件発明 1 と引用発明 1 の相違点 1A の中には「引用発明 1 では RB0.4 以上事項の構成が明らかでない」点が含まれているところ、本件決定は、この RB0.4 以上事項の有無に係る相違点は実質的な相違点ではないと判断した。しかし、引用文献 1 には、RB の数値を特定する記載は一切なく、その示唆もない。また、CNT 膜の面内配向性を RB によって特定すること自体も、引用文献 1 その他の出願時の文献に記載されていたと認めることはできず、技術常識であったということもできない。

本件決定の上記の判断は、RB0.4 以上事項を満たすことになるとの理解に基づくものと解されるが、本件発明 1 の特許請求の範囲に照らすと、CNT バンドルが面内配向しているという定性的構成(構成 1C)と、RB0.4 以上事項というパラメータによる定量的構成(構成 1D)は独立の構成となっており、本件明細書の記載を踏まえても、引用発明 1 の CNT バンドルが面内配向の特性を有しているからといって、RB0.4 以上事項を当然に満たすと判断することはできない。

したがって本件決定には、RB0.4 以上事項を含む相違点 1A が実質的なものであることを看過し、引用発明 1 に基づき本件発明 1、3～5 が新規性を欠くとした誤りがある。

また、引用文献 1 を主引用例とする進歩性の判断の誤りについて、本件決定が認定した本件発明 1 と引用発明 1 との相違点 1A 及び本件発明 6 と引用発明 1 との相違点 6A には RB0.4 以上事項の有無が含まれるところ、引用文献 1 には、RB の数値を特定する記載は一切なく、その示唆もないこと、CNT 膜の面内配向性を RB によって特定すること自体も、引用文献 1 その他の出願時の文献に記載されていたと認めることはできず、技術常識であったということもできないこと等は前述のとおりである。

そうすると、他に副引用例が提出されているわけでもない本件において、当業者が相違点 1A に係る本件発明 1 の構成又は相違点 6A に係る本件発明 6 の構成を容易に想到することができたとはいえず、引用発明 1 に基づき本件発明 1 及び本件発明 6 の進歩性を否定した本件決定の判断には誤りがある。

参照条文等:特許法 29 条 1 項 2 項等

【17】知財高判令和 6 年 6 月 24 日 裁判所 HP

令和 5 年(行ケ)第 10061 号 特許取消決定取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/197/093197_hanrei.pdf

発明の名称を「燃焼器及びボイラ」とする発明に係る特許を取り消した特許取消決定に対する取消訴訟であり、甲 2 発明に甲 1 技術を適用する動機付けがあるとした本件決定の判断は相当であるとして、原告の請求を棄却した事案。

原告は、甲 2 発明と甲 1 技術とは技術分野及び課題が異なるとして、本件発明が容易想到ではない旨主張する。

しかし、甲 2 発明は微粉炭を燃焼させるボイラに関する発明であるところ、甲 1 技術は、コークス炉に発生するアンモニアを燃焼により除去することを目的として有するものではあるが、その燃焼による燃焼ガスでコイル管中を流れる油を加熱していることに鑑みると、両者は共に燃焼により生じる熱を利用する装置であって、同じ技術分野に属するといえる。

そして、本件特許の出願当時、二酸化炭素排出量低減が社会的要請ないし周知の課題であったことが認められる。また、アンモニアの燃焼熱を熱源として利用することについては、甲 1 における従来技術としても「アンモニヤガスを燃焼する際に生ずる熱を経済的に利用することは知られており」と言及されており、しかも、本件特許の出願当時、アンモニアの燃焼熱の熱源としての利用は技術常識であったと認めることができる。

そうすると、甲 2 発明と甲 1 技術は、燃焼熱を利用する装置という同じ技術分野に属するといえ、さらに、上記周知の課題や技術常識に照らせば、課題及び解決手段の点において共通していることは当業者には明らかであり、甲 2 発明に甲 1 技術を適用する動機付けがあるとした本件決定の判断は相当である。

原告は、技術常識の根拠である甲 3 について、これはあくまで当時進行中の研究成果を示すだけであって、当該技術常識を認める証拠とはならない旨主張する。

しかし、甲 3 には「燃焼しても CO₂ を排出しないアンモニア(NH₃)を燃料として利用する技術開発を進めています」、「このたび、…可能性を見出しました。本成果は、アンモニアの発電分野における利用技術として実用化が期待されます。」との記載があり、単なる途中経過を報告するものではなく、実用化を見据えた報告をするものである。甲 3 は、本件特許の出願当時、二酸化炭素排出量低減が社会的要請ないし周知の課題であったこと、さらにはアンモニアの燃焼熱を熱源として利用することが技術常識であったことをも認めるに足りるものである。

参照条文等:特許法 29 条 2 項

【18】知財高判令和 6 年 7 月 8 日 裁判所 HP

令和 6 年(行ケ)第 10011 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/203/093203_hanrei.pdf

原告は、「デジタル医療モール」の文字を標準文字で表してなる商標(本願商標)について、第 44 類「医療に関する相談」等を指定役務等として商標登録出願したが、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求したところ、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

本件審決の理由の要旨は、本願商標は、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標というべきであるから、商標法第 3 条第 1 項第 6 号に該当する、というものであった。

本願商標は、「様々な医療機関に係るサービスを、デジタル技術を用いて構築した 1 か所のプラットフォーム上で提供又は利用できる仕組み」といった意味合いを容易に理解・認識させるものと認められる。そして、本願商標に接し、上記意味合いを理解・認識した需要者は、本願商標について上記の仕組みの下で提供される商品又は役務であることを表現するための語句であると理解、認識するにとどまり、自他商品役務の識別標識としては認識しないといえる。

また、「デジタル〇〇」の語が、「デジタル技術を用いた〇〇」という意味で、汎用的に広く用いられているのに対し、「〇〇モール」の語については、ショッピングモール、医療モールといった定型的な用法を超えて広範囲な使い方をされているとまでは認められない。そうすると、本願商標に接した需要者の一般的な理解としては、「デジタル」技術を活用して行われる仮想的な「医療モール」という意味合いで認識するのが自然であると解される。

以上によれば、本願商標は、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標であるといえ、商標法 3 条 1 項 6 号に該当する、として原告の請求を棄却した。

参照条文等:商標法 3 条 1 項 6 号

(民事手続)

【19】東京高決令和 5 年 5 月 25 日 判例時報 2592 号 64 頁

令和 4 年(ラ)第 2159 号 養育費審判に対する抗告事件(取消・申立て却下(確定))

離婚した元夫婦間において、その子らの親権者 X(元妻・相手方・原審申立人)が、Y(元夫・抗告人・原審相手方)に対し、合意(子 1 人につき養育費月額 3 万円、以下、「本件合意」)に基づき子らの養育費の支払いを求めた事案。

Y は、本件合意に基づき養育費を支払っていたが、X と Y が作成した離婚協議中の制約規定・禁止規定に X が違反したことにより支払終了規定が適用されると主張し、養育費の支払いを拒否した。原審は、Y の主張を排斥し、養育費を支払うよう命じる審判をしたところ、本決定では当事者間の合意に基づいて養育費の支払いを求める場合には、地方裁判所に対して訴えの提起をして判決を求める民事訴訟手続によるべきであって、家庭裁判所に対して家事審判の申立てをすることはできないとして原審判を取り消し、申立てを不適法として却下した。

参照条文等:民法 766 条 2 項・3 項、家事事件手続法 154 条 3 項

(刑事法)

【20】最三判令和 6 年 7 月 16 日 裁判所 HP

令和 4 年(あ)第 1460 号 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被告事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/213/093213_hanrei.pdf

(事案)

被告人は、氏名不詳者が不正に入手した暗号資産 NEM の秘密鍵で署名した上で NEM の移転行為に係るトランザクション情報を NEM のネットワークに送信した行為(以下「本件行為」という。)は、刑法 246 条の 2 にいう「虚偽の情報」を与えたものであり、被告人が収受した NEM が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)2 条 2 項 1 号にいう「犯罪行為により得た財産」に当たるとされ、同条により起訴された。

第 1 審判決は同条の成立を認め、原判決はこれを是認した。

弁護人は、本件行為は刑法 246 条の 2 にいう「虚偽の情報」を与えたことにならないから、組織的犯罪処罰法 2 条 2 項 1 号にいう「犯罪行為により得た財産」に当たらないなどの理由により、上告した。

(判旨)

不正に入手した暗号資産 NEM の秘密鍵で署名した上で NEM の移転行為に係るトランザクション情報を NEM のネットワークに送信した行為は刑法 246 条の 2 にいう「虚偽の情報」を与えたものであるから、本件行為は刑法 246 条の 2 に該当し、本件 NEM は犯罪収益等収受罪 2 条 2 項 1 号にいう「犯罪行為により得た財産」に当たる。

よって、原判断は正当であるから、全員一致で、上告を棄却する。

参照条文等:組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 2 条 2 項 1 号、刑法 246 条の 2

(公法)

【21】最一判令和 6 年 6 月 27 日 裁判所 HP

令和 4 年(行ヒ)第 319 号 懲戒処分等取消請求事件(破棄自判、取消請求棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/123/093123_hanrei.pdf

飲酒運転等を理由とする懲戒免職処分を受けて地方公共団体の職員を退職した者に対してされた大津市職員退職手当支給条例(昭和 37 年大津市条例第 7 号。令和元年大津市条例第 25 号による改正前のもの)11 条 1 項 1 号の規定による一般の退職手当の全部を支給しないこととする処分につき、最三小 2023 年 6 月 27 日判決を援用して退職手当管理機関の広範な裁量を前提とし、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断に法令の解釈を誤った違法があるとされた事例。

参照条文等:大津市職員退職手当支給条例 11 条 1 項 1 号

【22】最一判令和 6 年 7 月 18 日 裁判所 HP

令和 4 年(行ヒ)第 373 号 法人税更正処分等取消請求事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/220/093220_hanrei.pdf

租税特別措置法施行令(平成 28 年政令第 159 号による改正前のもの)39 条の 117 第 8 項 5 号括弧書きにいう「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とす

る保険」とは、関連者以外の者の資産又は損害賠償責任に係る経済的不利益を担保する保険をいうとされた事例。

連結法人である被上告人が、特定事業年度に係る法人税及び地方法人税の確定申告をしたところ、処分行政庁から、被上告人がその株式の全てを間接保有する外国法人の個別課税対象金額に相当する金額が、租税特別措置法 68 条の 90 第 1 項の規定によって、被上告人の当該事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入されるなどとして、上記法人税等の各増額再更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分を受けたことについて、一部取消しを請求した事案であり、上記括弧書きの適用が争われた。

最高裁判所は、上記括弧書きについて、「特定外国子会社等が関連者との間の保険取引に関連者以外の者を介在させた場合の収入保険料の取扱いを明確にし、上記の者を形式的に介在させることによって非関連者基準を充足させ、同項の適用が除外されることとなるのを防ぐ趣旨に出たもの」とした上で、上記の通り判示した。

参照条文等:租税特別措置法施行令 39 条の 117 第 8 項 5 号括弧書き、租税特別措置法 68 条の 90 第 1 項

(社会法)

【23】最一判令和 6 年 7 月 4 日 裁判所 HP

令和 5 年(行ヒ)第 108 号 療養補償給付支給処分(不支給決定の変更決定)の取消、休業補償給付支給処分の取消請求事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/169/093169_hanrei.pdf

労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和 2 年法律第 14 号による改正前のもの)12 条 3 項所定の事業の事業主は、労災給付が行われることでメリット収支率が大きくなり、納付すべき労働保険料が増額されるおそれがあるとして、労働者災害補償保険法(令和 2 年法律第 14 号による改正前のもの。以下「労災保険法」という。)に基づく療養補償給付及び休業補償給付の各支給決定の取消訴訟の原告適格を認めた原判決を破棄し、労災保険法は、被災労働者等の権利利益の実効的な救済を図る趣旨に出たものであって、事業主が納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎となる法律関係まで早期に確定しようとするものとは解されないなどとして原告適格を否定した。

参照条文等:行政事件訴訟法 9 条

【24】大阪高判令和 5 年 1 月 18 日 判例時報 2590 号 94 頁

令和 4 年(ネ)第 546 号 地位確認等請求控訴事件(変更・請求一部認容(上告・上告受理申立て))

本件は、学校法人 Y が運営する Z 大学の教員であった X(保育士・社会福祉士の資格を有し、介護分野での豊富な実務経験があり、複数の専門学校・私大での非常勤講師歴がある)が、Y に対し、Z 大学の専任講師の地位確認、賃金及び賞与等の支払、雇止めをして労働契約終了の扱いをした Y の対応は不法行為に当たるとして慰謝料 100 万円の支払等を求めた事案である。

有期労働契約の契約期間が通算 5 年を超えた X に、有期労働契約の無期労働契約への転換に関する労働契約法 18 条の「5 年ルール」の適用が、その例外規定として「10 年特例」を定める大学の教員等の任期に関する法律(任期法)7 条によって排除されるかが争われた。

原判決は、本件労働契約には 10 年特例を含む任期法の適用があるとして、X の請求を棄却したため、X が控訴した。

本判決は、本件講師職の募集経緯や職務内容に照らすと、本件講師職は、実社会における経験を生かした実践的な教育研究等を推進するため、絶えず大学以外から人材を確保する必要があるということではできず、また、「研究」の側面は乏しく、多様な人材の確保が特に求められる教育研究の職に該当するということではできないとして、10年特例は適用されないとし、本件雇止めの時点において本件労働契約は既に無期雇用契約に転換していたことになるとして、労働契約法上の地位と賃金等の支払を認めたと、不法行為に該当するとはいえないとして、慰謝料については棄却した。

参照条文等:大学の教員等の任期に関する法律 4条・5条・7条、労働契約法 18条

【25】東京地判令和 5 年 12 月 11 日 判例タイムズ 1520 号 244 頁

令和 5 年(ワ)第 3171 号 損害賠償請求事件(請求棄却、控訴)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/649/092649_hanrei.pdf

タレントである原告が、芸能活動に関し専属契約を締結していた被告に対し、当該契約が解除されたにもかかわらず、被告がそのホームページ上に原告の肖像写真および氏名等を掲載し続けているとして、主的に当該掲載行為が肖像権及びパブリシティ権侵害を構成すると主張し、不法行為に基づく損害賠償請求等を求め、予備的に当該掲載行為が不正競争防止法 2 条 1 項 1 号に掲げる不正競争に該当すると主張し、同法 4 条に基づき損害賠償請求を求めた事案。

本判決は、被告が本件写真等を使用する行為は、専ら原告の肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものとはいえずパブリシティ権を侵害せず、本件写真が私的領域において撮影されたものではなく、原告を侮辱するものでもなく、平穩に日常生活を送る原告の利益を害するものともいえないから、原告の肖像権を侵害しないと、原告の氏名又は肖像が原告を示す人物識別情報を超えて、原告自身の営業等を表示する二次的意味を有するものと認めることはできず、まして、これらがタレントとしての原告自身の知名度とは別に、原告自身の営業等を表示するものとして周知であるものとは認められないとして、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号にも該当しないと、原告の請求を棄却した。

参照条文等:憲法 13 条、民法 709 条、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号

【26】東京地判令和 6 年 7 月 8 日 裁判所 HP

令和 5 年(ワ)第 70654 号 不正競争行為差止等請求事件 不正競争 民事訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/208/093208_hanrei.pdf

植物学者である牧野富太郎の著作である「牧野日本植物圖鑑」という図鑑(本件図鑑)を出版する原告が、原告の元従業員であり、被告書籍を出版する被告に対し、被告書籍に使用された「牧野日本植物圖鑑」という表示(本件題号)は不正競争防止法(不競法)2 条 1 項 1 号又は 2 号所定の「商品等表示」に該当し、本件題号を付した被告書籍の出版又は販売は、不正競争行為に当たると主張して、本件題号の使用の差止め等を求めた事案。

不競法 2 条 1 項 1 号及び 2 号にいう「商品等表示」とは、商品又は営業を表示するものであるから、出所表示機能を有するものに限られるというべきである。そして、書籍には発行者等の表示が付されるのが通例であり、書籍の出所は、一般に上記発行者等の表示が示すものであるから、書籍の題号は、その書籍の内容を示すものにすぎず、出所表示機能を有するものとはいえない。そうすると、書籍の題号は、特段の事情がない限り、同各号にいう「商品等表示」に該当しないと解するのが相当である。

これを本件についてみると、「牧野日本植物圖鑑」という本件題号は、牧野執筆に係る日本の植物図鑑と

いう書籍の内容を端的に示すものにすぎず、書籍の題号としてはありふれたものであるから、本件題号には出所を示すような顕著な特徴はない。

そして、一般に題号を同じくする書籍であっても、別々の発行者等により発行されているものも少なからず存在することが認められる。当該認定に係る取引の実情に鑑みると、本件題号に接した需要者等が、これを書籍の出所を示すものとして直ちに理解するものとはいえない。これらの事情を踏まえると、本件題号は、出所表示機能を有するものとはいえず、上記特段の事情があるものと認めることはできない。したがって、本件題号は、不競法 2 条 1 項 1 号又は 2 号にいう「商品等表示」に該当するものと認めることはできない。

そうすると、被告書籍の出版は、本件図鑑との混同を生じさせる行為とはいえず、不競法 2 条 1 項 1 号又は 2 号に定める不正競争に該当するものとはいえない、として原告の請求は棄却された。

参照条文等:不正競争防止法 2 条 1 項 1 号・2 号

(その他・士業関係)

【27】大阪高判令和 5 年 5 月 25 日 判例タイムズ 1520 号 43 頁

令和 4 年(ネ)第 2236 号 損害賠償請求控訴事件(原判決変更、確定)

別件訴訟(医療訴訟)の控訴審において、代理人弁護士が控訴人の意向を確認しないまま照会兼回答書に和解の意向がない旨の回答をしたことが委任契約上の義務違反に当たるとして、控訴人が代理人弁護士に対し、慰謝料 300 万円の請求をした事案(別件訴訟では、裁判所が和解勧告をすることなく、1 回の口頭弁論期日で弁論を終結し、控訴を棄却する判決が言い渡された)。

本判決は、当事者が自身の紛争をどのように解決するかは事件の進展状況に応じて時々刻々と変化し得ること、仮に控訴人が別件訴訟の第 1 審で和解を希望していなかったとしても、第 1 審で敗訴判決を受けるという節目の後に、和解による解決を希望することもあり得ること、別件訴訟の控訴審で金銭給付を伴わない和解による解決もあり得たこと、仮に、控訴人において照会兼回答書に和解の意向がある旨申告していれば、高裁としては、和解協議の場を設けた可能性もあったことなどからすると、依頼者の代理人弁護士としては、控訴審の和解について依頼者の意向を確認すべきであったとして、慰謝料として 10 万円の支払を命じた。

参照条文等:民法 644 条、弁護士職務基本規程 22 条・36 条

【28】東京地判令和 6 年 1 月 29 日 判例タイムズ 1520 号 73 頁

令和 4 年(ワ)第 14896 号 損害賠償請求事件(一部認容、控訴)

原告が、所有物件の 1 室を借地借家法 38 条 1 項所定の定期建物賃貸借として賃貸する旨の媒介を依頼したとする宅地建物取引業者(被告)に対し、被告が当該賃貸借契約の締結の際に、賃借人に同条 3 項所定の書面交付及び説明をせず、原告にも事前説明の義務について説明しなかった結果、賃借人と賃貸人である原告との関係が建物明渡等請求訴訟に発展し、原告が賃借人に対し和解金を支払うなどの損害を被ったなどと主張して、債務不履行による損害賠償請求権に基づく損害金等の支払いを求めた事案。

本判決は、およそ免許登録を受けて不動産の媒介業務に携わる者は、委託者に対し、準委任関係に基づく善管注意義務に加え、委託者の意図の実現に必要な手続きが履践されているかにつき格段の注意を払い、もって、取引上の過誤による不測の損害を生ぜしめないよう配慮すべき業務上の一般的注意義務があるととし、本件では、原告が定期建物賃貸借契約を意図していたにもかかわらず、自ら賃借人に対する事前説明

をすることも、原告に事前説明が必要となることも伝えなかったことは、前記各注意義務違反に該当すると判断し、損害については、別件の立退訴訟において、原告が賃借人に支払った解決金の額から、約定の償却後の保証金額を控除した残額は、被告による注意義務違反と相当因果関係のある損害と認められるが、原状回復費用相当額、賃料差額、仲介手数料及び別件訴訟の費用等については、相当因果関係が認められないとした。

参照条文等:民法 415 条、借地借家法 38 条 1 項・3 項・5 項、宅地建物取引業法 31 条 1 項

(紹介済み判例)

東京地判令和 4 年 12 月 8 日 判例時報 2592 号 68 頁

令和 3 年(ワ)第 13043 号 芸名使用差止請求事件(棄却(控訴))

→法務速報 269 号 6 番で紹介済み

東京地判令和 5 年 9 月 6 日 判例タイムズ 1520 号 228 頁

令和 4 年(ワ)第 21975 号 不当利得返還請求事件(請求棄却、確定)

→法務速報 272 号 7 番にて紹介済み

最三判令和 5 年 9 月 12 日 判例時報 2590 号 50 頁

令和 4 年(行ツ)第 144 号・令和 4 年(行ヒ)第 146 号 憲法 53 条違憲国家賠償等請求事件(上告棄却)

→法務速報 269 号 18 番で紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/353/092353_hanrei.pdf

最三決令和 5 年 10 月 6 日 判例時報 2592 号 46 頁

令和 5 年(許)第 9 号 仮処分申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

→法務速報 270 号 14 番で紹介済み

最一判令和 5 年 10 月 23 日 判例時報 2592 号 53 頁

令和 3 年(受)第 2001 号 損害賠償請求事件(破棄自判)

→法務速報 271 号 1 番で紹介済み

2. 令和 6 年(2024 年)7 月 19 日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

・衆法 213 13

政治資金規正法の一部を改正する法律

・・・国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化、収支報告書の不記載及び虚偽記入に係る収入等の国庫納付制度の導入、政治資金監査の強化、政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準の引下

げ、政治資金パーティーの対価の支払方法の制限、いわゆる政策活動費の使途の明細の公開の導入等を定めた法律。

・衆法 213 22

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

・・・本法の基本理念にこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として推進されなければならないこと等を追加、大綱の記載事項へのひとり親世帯の養育費受領率の追加、民間の団体の活動の支援等について定めた法律。

・閣法 213 31

地方自治法の一部を改正する法律

・・・公金の収納事務のデジタル化及び情報システムの適正な利用等のための規定の整備、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例の創設、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための制度の創設等を定めた法律。

・閣法 213 36

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律

・・・規制の対象に係る輸入の定義を見直し、主務大臣による取引デジタルプラットフォームの利用停止要請の創設、主として子供の生活の用に供される製品の安全性を確保するための措置等を定めた法律。

・閣法 213 49

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律

・・・特に厳格に漁獲量の管理を行うべき水産資源について、個体の数等の報告並びに船舶等の名称等の記録の作成及び保存を義務付け、水産物の販売等の事業を行う者による情報の伝達を義務付ける事項の拡充等を定めた法律。

・閣法 213 61

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

・・・学校設置者等及び民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等をする責務を有すること、学校設置者等が講ずべき措置、教員等及び教育保育等従事者が特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を国が学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者に対して提供する仕組みを設けることを定めた法律。

3. 7月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

第二東京弁護士会倒産法研究会／編 金融財政事情研究会 5,500円

担保の基礎と実務Q & A★

田村洋三／山田知司／編著 浅香紀久雄／金子順一／齊木敏文／阿部正幸／山本剛史／著 日本加除出版 6,380 円

実務 共有不動産関係訴訟 共有不動産に係る民事訴訟実務マニュアル

工藤寛太／横山和之／岸本紀子／編 新日本法規 3,850 円

共有不動産をめぐるトラブル対応の手引 取得・管理・処分のポイント

滝口大志／著 税務経理協会 3,190 円

早期解決を実現する建物明渡請求の事件処理 88(第3版)任意交渉から強制執行までの事例集

福田 敦／編著 商事法務 3,630 円

一問一答 新しい仲裁・調停法制

4. 7月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

高野 隆／河津博史／著 日本評論社 3,850 円

刑事法廷弁護技術(第2版)

横山佳枝／倉田梨恵／著 日本加除出版 3,740 円

第2版 明日、相談を受けても大丈夫！ハラスメント事件の基本と実務 モデルストーリーとその実務、書式と裁判例★

齋藤浩貴／著 青林書院 4,840 円

ライセンス契約の理論と実務 新時代ビジネスの知財活用戦略

木村一輝／著 商事法務 3,080 円

設例で学ぶ 個人情報保護法の基礎

齋藤浩貴／上村哲史／編著 商事法務 3,300 円

生成AIと知財・個人情報Q & A

5. 発刊書籍<解説>

「担保の基礎と実務Q & A」

Q & A方式で、担保に関する様々な論点について解説がされており、抵当権、動産譲渡担保、債権譲渡、根保証などの設定契約書や、中止命令申立書、配分表等、関連する多数の書式が掲載されており、実務において有用な本である。

「第2版 明日、相談を受けても大丈夫！ハラスメント事件の基本と実務 モデルストーリーとその実務、書式と裁判例」

セクハラ、パワハラ、マタハラ、性的指向・性自認に関する事案についてモデルストーリーを掲げたうえで、実務の流れについて具体的に解説されているほか、事業側、ハラスメントを主張された側の対応についても解説されており参考となる書籍である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。